



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ローマ帝政前期における諸都市の書記 (scribae)
Author(s)	本間, 俊行
Citation	西洋史論集, 12, 1-26
Issue Date	2009-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39040
Type	departmental bulletin paper
File Information	12-001.pdf



ローマ帝政前期における諸都市の書記 (scribae)

本 間 俊 行

はじめに

ローマ帝国各地に散在した都市は、各地域の政治的・経済的・文化的中心地として、また帝国統治の基礎単位として重要な役割を果たしていた。都市の統治を担ったのは、各都市数十名から一〇〇名程度の参事会員 (decuriones) たちである。彼らは政治エリートであると同時に、主に土地所有に支えられた経済エリートでもあり、都市や帝国の諸負担を担う代わりに、さまざまな特権や名誉を享受していた。それに対し、参事会員以外の都市住民はしばしばひと括りに民衆として理解され、おおむね次のような像が描かれてきた。すなわち、彼ら民衆は、都市経済の枠内で活動する貧しい職人や商人であり、帝政期には民会の機能低下によって政治的発言権を失い、政治的にも経済的にも参事会員層に従属する貧困大衆であった、と。そしてまた、このような参事会員と民衆の格差は、後二世紀初頭に現れる司法上の区分、

「上層身分 honestiores」と「下層身分 humiliores」への帝国規模での階層分化と相まって、次第に拡大していったと説明されてきた。^①

しかしながら、近年では、皇帝礼拝委員 (Augustales, seviri Augustales) や組合 (corpora, collegia) など、都市社会に存在した諸集団を検討することで、参事会員以外にも、一定の経済力を背景に都市の諸活動に積極的に参加し、それによって社会的地位の向上を志向する人びとの存在が明らかにされている。^② このような研究動向のなかで新たに注目されているのが、諸都市の公職者に配属された下僚 (apparitores) である。

下僚については、モムゼンやジョーンズなどの制度史的研究に加え、^③ 社会史研究の隆盛を受け、一九八〇年代には、コエリョ、パーセル、コーエン、ベイディアンにより、社会的実態に関する詳細な研究が出された。^④ これらの研究成果により、下僚は元老院議員や騎士には劣るものの、一定の社会的地位を誇り、また一部が騎士身分などへの社会的上昇を果たしていたことが示された。しかし、以上の諸研究

は基本的に、ローマの公職者や祭司、属州総督や帝国官僚、あるいは皇帝に配属される下僚（以下、ローマ下僚）を対象としたものである。これらローマ下僚からの類推で、諸都市の下僚も同様に高い社会的評価を受けていたとも指摘されるが、都市レヴェルで任用される下僚は、ローマ下僚と法的にも社会的にも別個の存在であり、独自の検討が必要である。

都市制度に関する研究においても、下僚に関する言及は散見されるが、諸都市の下僚の社会的実態について論じた研究として挙げられるのは、管見の限り、北イタリアの下級官吏（下僚、公有奴隷、皇帝の奴隷・解放奴隷）を扱ったジョルチェッリ・ベルサーニの研究と、下僚職の一種である腸占師 (*haruspices*) を扱ったアークの研究だけである。⁽⁷⁾ 両者はともに、ローマ下僚に関する研究成果も参照しつつ、下僚は一定の経済的能力と、公職に就任した名望家とのつながりをもち、一定の特権を得た「中間層 *ceci medi, classe moyenne*」であったと評価している。

ジョルチェッリ・ベルサーニとアークの研究は、「研究者によつてしばしば見過ごされてきた」⁽⁸⁾ 諸都市の下僚に関する理解を進展させた点で重要である。しかしながら、下僚職のなかでも筆頭に位置し、比較的史料にも恵まれた書記 (*scribae*) については、なお検討をおこなう余地があるように思われる。本稿では諸都市の下僚を分析する基礎的作業として、帝国西半部の諸都市の書記について、可能な限りその社会的実態を明らかにすることを課題とする。

第一章 書記の制度的位置づけ

本章ではまず、諸都市の下僚制度について概観し、書記の制度的位置づけを確認しておきたい。諸都市の下僚制度は、ウルソ都市法 (*lex coloniae Iuliae Genetivae*)、イルニ都市法 (*lex Iritana*) からその概要を知ることができる。ウルソは、ユリウス・カエサルがバエティカに建設したローマ市民権植民市である。その都市法の作成は共和政末期であるが、その内容はフラウィウス朝期の青銅板によつて伝わっている。⁽⁹⁾ 下僚に関する言及は、公職者の権利に関する条項（六二条）、初年度の公職者に配属される下僚の給与に関する条項（六三条）、および書記の服務宣誓に関する条項（八一条）の、三条項にみられる。

ウルソと同じバエティカの都市であるイルニは、フラウィウス朝期にラテン権を得た自治市である。一九八一年に発見されたイルニ都市法は、この都市法が発見される以前から知られていたマラカおよびサルペンサの都市法（およびいくつかの断片で伝わる都市法）と内容的に重複しているが、イルニ都市法は先の二つの都市法では失われた多くの条項を伝えており、都市制度に関する新たな知見を提供している。⁽¹⁰⁾ 下僚に関する言及は、請負契約の禁止に関する条項（丁条）、⁽¹¹⁾ 書記の服務宣誓と下僚給与に関する条項（七三条）の二条項に残されている。

第一節 下僚団における書記

(a) 種類と員数

ウルソ都市法六二条は、各公職者(二人委員とアエディリス)に配属される下僚の種類と員数に関して、次のように規定している。

二人委員になる者には、二人委員一人あたり、二名の先導警吏、一名の随員、二名の書記、二名の執達吏、文書役、布告吏、腸占師、笛吹きをもつ権利・権限があるべし。本植民市でアエディリスになる者には、アエディリス一人あたり、一名の書記、四名の前掛を締めた公有奴隷、布告吏、腸占師、笛吹きをもつ権利・権限があるべし。⁽¹³⁾

アエディリスに配属される「前掛けを締めた公有奴隷 publici cum cincto limo」については、公有奴隷一般とする通説(この場合、「前掛け limus」は公有奴隷に共通の装束であると解釈される)に対し、諸都市の公有奴隷に関する網羅的な研究をおこなったA・ヴァイスが近年、これを個々の公職者に配属される特別なカテゴリーの公有奴隷とする説を提起しているが、いずれの説をとるにせよ、下僚とは区別することが妥当であろう。⁽¹³⁾ よって、この条項に挙げられている下僚は、先導警吏、随員、書記、執達吏、布告吏、文書役、腸占師、笛吹きの八種類ということになる。これに対し、イルニ都市法には、「書記」「各種の下僚」(七三条)、「書記と下僚 scriba et apparitor」(丁条)という記述があるだけで、書記以外の下僚職は不明である。都市や地域によってヴァリエーションがあった可能性もあるが、⁽¹⁴⁾ ウルソ都市法にみられる下僚団構成は、ローマのそれと比較して、まず基本的な

のであったと考えられる。

(b) 給与

下僚にはその職務期間中、公金から給与が支払われた。ウルソ都市法は、各下僚に支払われる給与額について細かく定めており、まとめると別表のようになる。

給与額は、下僚職の種類と配属される公職者の別によって決められていた。ただし、イルニ都市法七三条は参事会が下僚給与を決定すると規定しており、おそらく給与額は都市の財力などに応じて異なっていたと思われる。

給与に関して、ここでは次の二点を確認しておきたい。

第一に、書記に支払われる給与額の高さである。書記は二人委員付・アエディリス付の両方の下僚団で最も高い給与

[別 表]

種 類	二人委員付	俸給	アエディリス付	俸 給
先導警吏 (licitor)	2 名	600	—	—
随員 (accensus)	1 名	700	—	—
書記 (scriba)	2 名	1200	1 名	800
執達吏 (viator)	2 名	400	—	—
文書役 (librarius)	1 名	300	—	—
布告吏 (praeco)	1 名	300	1 名	300
腸占師 (haruspex)	1 名	500	1 名	100 (500 ?) ⁽¹⁵⁾
笛吹き (tibicen)	1 名	?	1 名	300

(M. Swan, *CIL* XIV 353 and S 4642: Apparitores at Ostia and Urso, *Latomus* 29, 1970, 141 を基に作成)

が支払われただけでなく、下僚職全体をみても、最も高額の給与を得たのは二人委員付書記（一二〇〇セステルティウス）、それに次ぐのがアエディリス付書記（八〇〇セステルティウス）であり、このことは下僚団における書記の重要性を示している。しかし第二に、給与の受け取りという事実から、下僚就任者の社会的立場の低さが想定されている。この点については次章で検討する。

（c）特典と制約

ウルソ都市法六二条では、下僚の軍務免除（*militiae vacatio*）について次のような規定がある。

「公職者の」各人が擁する、書記、先導警吏、随員、執達吏、笛吹き、陽占師、布告吏、文書役の全ての者に、その各人が仕える年に、軍務免除があるべし。公職者に仕えている年には、下僚を意に反して兵士にしたり、兵士になるように命じたり、強制徴用したり、誓約を課したり、誓約を要求したり、要求されるように命じてはならない。ただし、イタリアかガリアの騒乱の場合は除く。¹⁵（括弧内は筆者）

ウルソでは、植民市の領域を防衛するため、有事の際に二人委員やその代理が、参事会決議に基づいて、武装した住民（*cives incolae attributi*）を指揮した（二〇三条）。しかし、下僚はその任期中、この軍務から免除されたのである。同じ特権は、神官と鳥占官、およびその子供にも認められていた（六六条。ただし、「イタリアかガリアの騒乱の場合は除く」という例外規定はない）。しかし、この規定はカエサル時代のヒスパニアに特有のもので、ほかの地域には想定する

ことはできず、またヒスパニアでもその後死文化したと推測される。¹⁷しかし、この規定は少なくとも、下僚の特権性を示唆している。

都市法の規定にはないものの、より一般的な特典として考えられているのは、劇場などの公共施設における座席特権である。ネロ治世のローマ市で、元主人を大逆罪で告発した解放奴隷（*libertus*）に対し、その報酬として、護民官付執達吏の席に座ることが認められた（*Tac. Ann. XVI, 12*）。すなわち、ローマの護民官付執達吏には確実に、そしておそらくほかのカテゴリの下僚にも公共施設に特別な座席が設けられていたのである。ここからアークは、諸都市の下僚にも同様の座席特権が認められた可能性を指摘している。¹⁸現時点では推測の域を出ないが、一部の都市では組合などの集団に対しても特別席が設けられる場合があったことから考えれば、この推測はありえないことではない。

下僚職就任者には、その立場ゆえに制約も課された。イルニ都市法J条は、都市の請負事業への関与が禁じられる人びととして、公職者（二人委員、アエディリス、クアエストル）やその親族（息子、孫、祖父、兄弟）に加えて、「書記と下僚 *scriba et apparitor*」を挙げている。この規定は、いわば発注側にあたる公職者が同時に受注者ともなることを防ぐものであると思われるが（親族の禁止もその延長上での理解されよう）、そこに下僚も含められていることは、彼らの「公人」としての立場を示していると解釈できるかもしれない。

第二節 書記の職務

前節でみた、給与の受け取りと特典や制約は、下僚団の一員として、書記もほかの下僚と共有していた特徴である。しかし、都市法にはこれに加えて、書記に関する特別な規定がみられる。その検討をおこなうまえに、まずは書記が果たしていた職務について簡単に確認しておきたい。書記の職務は、都市法の諸規定によれば、「公文書の記載と管理」(ウルソ都市法八一条)、あるいは「公式な記録・文書・会計簿の作成・整理」(イルニ都市法七三条)であり、大まかにいえば公金の管理と公文書の作成・管理であった。本稿で都市の文書行政や財務管理の全体像を提示する用意はないが、行論の関係上、書記の職務について一定の理解を得ておきたい。以下では諸都市の文書行政に関する二つの重要な史料(カエレ参事会決議とピサエ記念碑)を中心に、参事会決議の作成という観点から書記の役割を概観する。²⁰⁾

参事会決議は、概ね以下のような手続きで作成された。まず、公職者の招集・発議に基づいて参事会が審議をおこなう。そこで可決された事項は、公職者によって決議文としてまとめられた。この参事会決議の作成における書記の関与を伝える史料が、カエレの参事会決議である。²¹⁾

カエレ参事会は一一三年、ウェスピヌスという名の皇帝の解放奴隷が、皇帝礼拝委員団の施設 (Atrium) を自己負担で建設することを申し出たのを受け、彼に公有地を譲渡することを決議した。その際、公職者と参事会は都市監督官と書簡をやりとりし、この譲渡に対する許可を得ている。この一連の手続きを記録した碑文には、次のよ

うな一文がある。

クペリウス・ホステリリアヌスが書記ティトゥス・ルスティウス・リュシポヌスをおして提示されるように命じた文書に基づき、マルス神殿の前庭で転写と確認がおこなわれた。²²⁾

この「転写と確認」は、ローマの元老院決議やローマ市民権付与を記した免状にもみられる、原本から複写を作成する手続きである。²³⁾ 書記は文書類の記録を提出し、そこから「転写と確認」がおこなわれ、前述の参事会決議が作成されたのである。書記が提示した文書は、正式には「カエレ自治市の日誌 *commentarium cottidianum municipi Caerium*」と呼ばれ、ページ (*pagina*) と節 (*kaput*) ごとに整理しつつ、都市行政に必要な文書を記録していた。具体的には、公有地譲渡とその件に関して都市監督官に同意を求める決議 (*inde pagina XXVII, kapite VII*)、公職者と参事会が都市監督官に送付した書簡 (*inde pagina altera kapite primo*)、都市監督官からの返信 (*inde pagina VIII, kapite primo*) である。書記はこれらの文書を記録し、公職者の求めに応じて提出したのである。

作成された参事会決議は、公式書板に登録され、金庫や公文書館に収納された。イタリアのピサエの碑文は、この公文書への記載における書記の役割に言及している。²⁴⁾

後二年にアウグストウスの孫、ルキウス・カエサルが死去したのにつづいて、後四年にはガイウス・カエサルが戦傷によって死去した。ピサエではこのとき、公職選挙の候補者間の対立激化のため、裁判権

をもつ公職者を選出することができなかった。この異常事態のために、ガイウス・カエサルを追悼する正式な決議をおこなえず、「すべての参事会員と市民 *universi decurio[ne]s colonique*」が協議して追悼の内容を決定する一方、アウグストゥスに使節を送り、事態の解決を要請することになった。そして、裁判権を保有する公職者の不在という異常事態が解消された際、参事会員と市民の決定内容を正式なものとするため、次の手続きを踏むことが決められていた。すなわち、都市法に基づいて正式に二人委員が選出されると、その二人委員は「参事会員と市民全員が賛成したこと *quod decurionibus et [uni]versis colonis placuit*」を改めて参事会に発議し、参事会で正式可決されたあと、「公式書板に記載される[in t]abulas publicas referatur」ように監督するのである。そして、実際に二人委員が選出されたあとに可決された参事会決議では、次のように決定された。

二人委員である、アウルスの息子、L・ティティウス、ティトゥスの息子、T・アッリウス・ルフスは、上述のすべてのことを、我われの決議に基づき、プロ・クァエストルの面前で速やかに、公的書記による公式書板への記載を監督するべし。²⁶⁾

公式書板への登録は、担当公職者による発議、参事会による審議と並んで、参事会決議の正式な発効に必要な手続きの一部を構成していた。²⁶⁾ ウルソ都市法の諸条項（一三〇条・一三一条・一三四条）は「公式書板への記載」を、公職者による発議、参事会の審議・決議に連なる、参事会決議を有効とする行政行為の一つに位置づけている。²⁷⁾

第三節 服務宣誓と任用規程

以上のような役割を果たす書記に対して、都市法は服務宣誓と任用に関する規定を定めている。パーセルは、文書記録への接近が書記にもたらす社会的上昇の可能性、およびそれに対するエリート層の警戒心を指摘しつつ、その具体的な事例としてこの二つの規定に言及している。この解釈の妥当性については次章で再び触れるが、まずは都市法の文脈から検討しておきたい。

(a) 服務宣誓

書記の服務宣誓について、ウルソ都市法八一条では次のように規定されている。

ユリウス植民市の二人委員がアエディリスである者はいずれも、植民市民の公金と会計を記載する自らの書記に、公式書板に記載し、管理するまえに、コンテイオで公然と、ヌンディナエの日が開けるまえに、フォルムにおいて、ユピテル、ペナテスの神々に対する（次のような）宣誓を課すべし。「私は、正当におこなわれるよう要求されているとおりに、悪しき欺瞞なく、本植民市の公金を管理し、誠実な会計をおこない、作偽的な悪意をもって文書を用いた不正行為をおこないません」。各書記がこのように宣誓したことを、公式文書に記載されるようにするべし。かく宣誓しなかった者は、公式文書を記してはならず、下僚給与も給与も、このことゆえに受け取ってはならない。宣誓を課さなかった者には、五〇〇〇セステルティウスの罰金が科され、また、その金銭の訴権と告発の権利は、それを望む者に、本法に基づきあるべし。²⁸⁾

イルニ都市法七三条でも、次のように規定されている。

本自治市民の公式記録を閲覧するか、何事かを記録に書き入れるまえに、書記各人は、ユピテル、神君アウグストゥス、〔神君クラウディウス、神君ウェスパシアヌス・アウグストゥス、神君ティトゥス・アウグストゥス、インペラトル・カエサル・ドミティアヌス・アウグストゥスのゲニウス、ベナテス神にかけて、自らが本自治市民の公式記録を誠実に作成し、意図して悪しき欺瞞により、記録に虚偽を記載することなく、あるいは、悪しき欺瞞により記録に記載されるべきことを放置することがないことを誓うべし。このような宣誓をおこなわざる者は、書記たらざるべし。〕⁽²⁹⁾

この二つの規定にみられるように、書記は「文書を用いた不正行為」(ウルソ都市法⁽³⁰⁾、虚偽記載と不作為の書き落とし(イルニ都市法)をおこなわない旨を神々に宣誓し、この宣誓をおこなわなければ書記としての資格が認められなかった。⁽³¹⁾ 後述するように、パーセルはこの規定に「卑しい身分」に属する書記に対する特別な制約を強調しているが、都市法のほかの規定との関連から次の二点を指摘しておきたい。

第一に、文書記録の正当性に関する規定はほかにもみられる。イルニ都市法C条は、決議文の文言に対する配慮として、二人委員が参事会において朗読し、参事会の承認を経たうえで、承認されたとおりに公式書板に記載することを求めているのである。第二に、服務宣誓は書記だけでなく、都市行政を担う公職者や参事会員にも課されていた。イルニ(サルペンサ)都市法二六条には、公職者に関する次のよ

うな宣誓規定が記されている。

本法に基づき、かつフラウィウス・イルニ自治市の自治市民に共通する事柄に基づき判断することを正当におこない、本法や本自治市の自治市民に共通の事柄に反することを詐欺や悪事であると知りつつおこなわず、妨げることができるものを妨げ、本法により、また本自治市の自治市民に共通の事柄により評価したこと以外の意見表明をはじめたり、与えたり、判決を述べたりしない。⁽³²⁾

さらに、二人委員の代理にもその就任時に(二五条)、また一部の議題に関しては参事会員にも、その投票以前に宣誓をおこなうことが要求された(六一・六八・六九・七九・八〇条⁽³³⁾)。この一連の規定から考えれば、書記に対する特別な警戒を推測することは妥当とはいえない。

(b) 任用規程

下僚に任用されるための資格に関して、ウルソ都市法は、先に引用した下僚団構成に関する箇所につづけて、公職者が下僚を「本植民市の市民である者からもつべし ex eo numero, qui eius coloniae erunt, habeto」と規定している。ここから読み取れる下僚職任用の法的条件は、まずその都市の正式な市民であること(つまり、インコラではないこと)、そしてそこから必然的に、奴隸ではなく、自由人であることである。さらに、下僚任用には公職者とのパトロネジ関係が大きな役割を果たしたとされる。諸都市の下僚に関して、この点を積極的に示す証拠はなく、ある先導警吏が二人委員の所領管理人であったと

解しうる碑文があるだけである。⁽³⁵⁾しかし、おそらく下僚任用においては公職者に裁量権が認められ、自らの解放奴隷や被護民を選ぶ場合もあったと考えて良いであろう。ローマの場合、公職者は下僚に任用される人物の名前を国庫に報告し、そして下僚の名簿が公示されたが⁽³⁶⁾、諸都市でも同様の手続きがとられたかもしれない。

しかし、イルニ都市法七三条では、書記の任用に関して次のような規定が設けられていた。

本自治市で公式の記録・文書・会計簿を作成、整理し、本自治市の参事会員と登録会員、その多数が承認した書記は、二人委員に仕えるべし。⁽³⁷⁾

書記の参事会審査はほかの都市法にはみられないが、のちに詳しく取り上げる、マルクス・アウレリウス帝の修辞学教師を務めたフロントが一書簡において、北イタリアの都市コンコルディアで書記が「参事会決議により *decreto ordinis*」(*Amic.*, II, 7, 3) 任用されたことを示唆し、イタリア中部の都市フルギニアエの一碑文も、断片的であるが、書記が参事会決議によって選出された可能性を示している(ただし、どちらの事例でも、配属された公職者については記されていない)。パーセルが推測するように、コンコルディアの状況とイルニ都市法の規定のあいだに類似性が認められるとすれば、書記の任用における参事会審査は、ヒスパニア諸都市だけでなく、さらに広範囲の地域でおこなわれた可能性がある。

イルニでもアエディリス付書記の存在が想定されうるとすれば⁽⁴⁰⁾、二

人委員付書記に対する審査の意義は、まず二人委員の都市法上の位置づけから考えるべきであろう。イルニ都市法の規定において、参事会に対して議題を提案し、また参事会決議の作成手続きに関与することができたのが二人委員だけであること(C条・E条)、そして二人委員は財務を担当するクアエストルに対する裁量権を有したこと(二〇条)からして、二人委員付書記は、先にみた参事会決議の作成や公式文書への記載、そしてクアエストルとともに財務に直接関わる立場にあったため、特別な制約が課されたと考えられる。⁽⁴¹⁾

先のフロント書簡はさらに、この審査において一定の資格基準が設けられていたことを示唆している。すなわち、コンコルディア都市法(*lex coloniae Concordiensium*)の規定によって、書記に「参事会員に適格でありうる者 *eum quem decurionem quoque recte facere possit*」という条件が求められたと証言しているのである。フロントの記述に規定の具体的内容は示されていないものの、参事会員の資格として一般的に挙げられる、年齢、所定額の財産所有、出生自由身分などが想定される。書記を参事会員職の有資格者に限定するコンコルディア都市法の規定は、パーセルが指摘するように、書記職から「卑しい平民」を排除することを意図したものであろう。しかし、注目したいのは書記の候補者となる参事会員職の有資格者の存在である。アブラメンコは出生自由身分の皇帝礼拝委員が確認される地域における、参事会定数を超える富裕な出生自由人の存在を想定している。そして、彼がこのような地域の一つとして挙げているのが、コンコルディアも含まれる北イタリアである。⁽⁴³⁾このような社会的状況のなか

で、コンコルディアでは、参事会員以外の富裕な出生自由人を優先的に書記に任用する必要があり、そのため上記の規定が設けられたのかもしれない。イルニ都市法の規定には二人委員付書記の資格に関する言及はなく、またコムムの書記が正式な参事会員職ではなく、その身分標章を認められただけであるため、コンコルディア都市法とは異なる規定が通用していたと指摘され⁽⁴³⁾、コンコルディア都市法の規定が一般的であつたと考えることはできない。しかし、この規定は書記が一定の社会的信用や資産を有するような人びとから選ばれていた可能性を示唆している。

第二章 文学史料における書記

下僚は公職 (magistratus) との比較で、しばしば社会的な不名誉を伴う役職であつたと評価されている。周知のとおり、公職者は、無給であるばかりでなく、大きな財政的負担を求められたが、その代わりに特権や名譽が認められた。そのため、公職に就くことができたのは、負担を担いうるだけの財産をもち、それとともに同胞市民から声望が認められ、また公職に伴う声望を求める、いわゆる名望家と呼ばれる人びとであつた。下僚と併記されることもある皇帝礼拝委員が多く、この注目を集めている理由の一つも、このような名望家的側面にあるといえる。皇帝礼拝委員職は公職と同じく顕職 (honos) と呼ばれ、特別な装束や標章 (toga praetexta, fasces) をもち、就任金 (summa honoraria) の支払いなどの財政的寄与が求められたのである⁽⁴⁵⁾。それ

に対し、下僚職はむしろ実務的な下級役人としての性格が強く、のみならず都市の公金から給与を受け取るため、「賃金労働者」としての偏見に晒されていたといわれる。ジョルチェッリ・ベルサーニやパーセルは、社会上層の下僚に対する蔑視、そしてそれに伴う下僚の社会的上昇の困難を指摘している⁽⁴⁶⁾。

文学史料から指摘される書記に関する評価の一つは、「賃金労働者 mercenarius」というものである。下僚と給与の関係については、給与規定を記した都市法などの法的性格をもつ史料をはじめとして、複数の史料に言及があるが、下僚を明確に「賃金労働者」と表現しているのは、共和政末期の伝記作家コルネリウス・ネ波斯である。彼はマケドニア王国の重臣エウメネスの伝記において、次のように記している。

それゆえ、「フィリップス二世は」彼「エウメネス」を書記の立場で手元に置いた。この立場は、ギリシア人のもとでは、ローマ人のもとよりもはるかに名譽ある。というのは、我われのもとでは、実際にそうであるように、書記は賃金労働者と評価されている。しかし、彼ら「ギリシア人」のもとでは反対に、名譽ある地位にあつて、誠実さと熱意が認められない限り、この職に任じられることはない。なぜなら、「書記は」必然的にすべての政策に関与することになるからである。(括弧内は筆者)

ローマ社会、とりわけそのエリート層において、賃金労働は自由人の体面を汚すものとして軽視された。ネ波斯の同時代人であるキケロによれば、「賃金は隷属状態の保証金 merces auctoramentum ser-

virtutis」(Off. I, 42, 150)であり、労働の対価として報酬を受け取ることは、雇用者に対して奴隷のような従属的立場に立つことを含意したのである。この点から、ロ・カッショは、下僚が「奴隷制イデオロギーにおいて、奴隷労働と同じ水準に置かれた」と指摘し、ジョルチエツリ・ベルサーニはこの見方が諸都市の下僚にも該当するとしている⁽⁴⁹⁾。

パーセルは、共和政期における書記の逸話から、ローマの書記は平民でありながら、貴族が占有する知識に接近する立場に立つことができ、そしてそれを利用してエリートにとって許容しえない逸脱した社会的上昇を果たしていたことを指摘する。そして、都市法における参事会審査と服務宣誓も、この文脈で理解されるべきであると述べている。しかしパーセルの議論は基本的に共和政期のローマ書記に関するものであり、さらに彼はアウグストゥス治世(前一年)の国庫業務の改革以降の、書記の制度的・社会的な位置づけの変化を指摘している⁽⁵⁰⁾。そのため、共和政期のローマ書記に関する知見が、帝政前期の諸都市の書記を理解するために有益であるか否か疑問がある。

諸都市の書記に関する文学史料として、前章でも取り上げた、コンコルディアの書記をめぐるフロントの書簡が挙げられる。二世紀中葉に書かれたとされるこの史料は、書記職が参事会員身分への社会的上昇の経路となりえたことと同時に、それが困難を伴うものであったことを示す証拠と評価されている。まずは問題となる、コンコルディアの書記ウォルムニウス・セレヌスをめぐる事件の概要についてまとめおきたい⁽⁵¹⁾。ウォルムニウス・セレヌスは、何らかの犯罪行為(それ

が何であるのか、フロントは言及していない⁽⁵²⁾)に関して有罪宣告され、コンコルディアから五年間の追放刑に処され、同時に参事会からも除籍された。この追放期間は漸次短縮され、やがて追放処分も解かれることになった。ウォルムニウスは参事会への復職を希望するも、これは参事会の反対によつて認められなかった。ウォルムニウスは復職を求めて首都長官Q・ロツリウス・ウルピクスの法廷に訴え出すが、首都長官は審理をおこなわないまま死去してしまい、審理は地方裁判官(judex)のもとに移管されることになる。一方、ウォルムニウスの訴訟について聞いたフロントは、裁判を担当することになった地方裁判官C・アツリウス・アントニヌスに書簡を送り、「一種の弁護活動 quaedam causidicatio」をおこなうと断つたうえで、ウォルムニウスの参事会復職を支持する主張を展開していく。

注目されるのは、フロントはこの主張の一環として、コンコルディア都市法の書記に関する規定と、同市における書記の状況について言及していることである。すでに引用した箇所であるが、前後の記述も含めて再び挙げておきたい。

ウォルムニウスが私に提示したことを、すべて提示してみます。そして同時に、各点が真実であるか否か、尋ねてみることにします。コンコルディア植民市の法により、参事会員に適格でありうる者でなければ書記になつてはいけな、と規定されているのですね? 以前にコンコルディアの公的な書記職に就いていた者全員が参事会員なのですか? ウォルムニウスは参事会決議により書記と参事会員に選ばれたのですかね?⁽⁵³⁾

以上の記述は、フロントがウォルムニウスから聞いた事実についてアッリウス・アントニヌスに確認するという文脈でなされたものであり、実際は事実と反している可能性は完全に否定できないものの、そこまで懐疑的になる必要はないであろう。ここから、コンコルディアで書記に就任するためには参事会員に求められる何らかの（あるいは全く同等の）資格を充たしている必要があったこと、またその結果として、コンコルディアでは書記が実際に参事会に加入していたことが読み取れる。

しかしながら、この訴訟から、書記が参事会への昇格を果たすことには、参事会側の反発があったと指摘されている。たとえば、先に述べたように、ジョルチェッリ・ベルサーニは下僚が「賃金労働者」としての偏見を免れなかったと指摘したうえで、その具体的な事例として、このウォルムニウス訴訟に言及している⁽³⁴⁾。しかし、この事例を含め、「賃金労働者」としての書記の立場について、より詳細に取り上げているのはパーセルである⁽³⁵⁾。

先にも述べたように、パーセルの主な考察対象は共和政期ローマの書記であるが、このウォルムニウス訴訟についても論究しつつ、次のような説明をおこなっている。すなわち、書記は「賃金労働者」であり、それゆえ卑しいとみなされることを免れなかった。そのため、公文書という都市行政の重要な部門を担当し、その知識によって社会的上昇を果たすことは、エリート層にとって許しがたいことであつた⁽³⁶⁾。

しかしながら、このような解釈には疑問がある。第一に、問題のフ

ロント書簡には欠損部が多く、またフロントはウォルムニウス側の主張や、ウォルムニウスのためにおこなう自らの弁護を中心に記しているため、コンコルディア参事会側の主張を十分に再構成することは困難である。そのため、少なくとも書記上がりに対する参事会の偏見を主張することには十分な根拠がないといえる。

第二に、ウォルムニウスの主張をみる限り、参事会復職への要求において、彼は書記という経歴が決して不利に作用するとは考えていないように思われる。ウォルムニウスは、自らが参事会員として認められることを正当とする根拠として、四五年間にわたって参事会員としての待遇を受けていたこと、参事会員職の就任金を支払ったこと、参事会員としての義務（食糧に関する使節）を引き受けたことを主張し、書記職就任もこの文脈で取り上げている。書記職に関するウォルムニウスの主張は次のようなものと考えられる。ウォルムニウスは参事会員職の適格者が選ばれる書記職に正式に選出され、それゆえ参事会員に選出される資格が認められた。そして、実際に参事会決議によつて参事会員に加えられた。すなわち、彼の主張を要約すれば、「書記であつたが参事会員として認められる」というものではなく、「書記であつたゆえに参事会員としても認められる」とするのが妥当ではないだろうか。ゆえにフロントもアッリウス・アントニヌスに対し、「なぜあなたは、四五年後に彼が参事会員であるか否かを疑うのですか？ かつて書記であり (qui scriba fuerit)、参事会員職ゆえに金銭を支払い、参事会員の特典を享受し、義務を果たした彼であるのに？」と問いかけていたのである。このようにみるならば、少なく

ともウォルムニウス自身にとって、書記という経歴は、参事会復職を求めるうえで不利に働くものではなく、むしろその主張における論拠の一つを構成していたのではないかと思われるのである。

フロントが強調するのは、書記であつたウォルムニウスが、正式に参事会員に選出され、就任金を支払ったか否かという点である。また、ウォルムニウスに対する参事会の拒絶は、別の理由によつて説明されうるものである。俸給の受け取りがもたらす偏見という問題については触れていないものの、ジャックはこのウォルムニウス訴訟を、彼が有罪を宣告された参事会員であつたという点から取り上げ、参事会の定員数の安定的確保を望む皇帝政府の意向に反して、参事会は自らの体面を汚すような人物を同僚に迎え入れることを厭うようになったと指摘している。⁽⁵⁸⁾ この指摘にしたがえば、一つの仮説として、参事会にとつて、犯罪者の烙印を押されたウォルムニウス・セレヌスと同僚として迎えることは認めがたかつたのではないかと考えられるのである。以上のように、コンコルディア参事会がウォルムニウスの復職を拒否した理由として、参事会が書記を「賃金労働者」として蔑視していたと想定することは妥当ではない。

第三章 碑文史料からみる書記

本章では最初に、諸都市の書記に関する史料状況、書記諸個人に関連する碑文（主に墓碑銘や奉献碑）の同定の問題について触れておきたい。書記に関する碑文史料については、すでにリーベナムによつて

まとめられており、⁽⁵⁹⁾ 本稿では原則としてこの一覧をもとにしているが、その後に刊行された史料の追加だけでなく、以下のような史料的問題を踏まえて独自の整理をおこなった。

まず、確実に諸都市の下僚としての書記と判断することができるのは、役職に都市名を冠した事例、二人委員付の事例、「公的な書記」「都市の書記」と称している事例、オステシアの特徴的な下僚の名称 (*scriba cecarius*, *scriba librarius*) をもつ事例、あるいは参事会決議で言及されるか公職者と併記される事例である。

問題は特別な形容句をもたない書記 (*scriba*) の場合である。この場合、それが都市の下僚であるのか、あるいは私人に雇われた書記であるのか、決定的な判断は難しい。リーベナムの一覧にはこのような書記も含まれ、その一部は文脈から公的な書記と考えられる事例もあるが、そうでない場合には私的な書記であるとも考えられるのである。また逆に、リーベナムの一覧には含まれていない書記のなかに、公的な書記がいる可能性も考えなければならぬ。しかし、私人が口述筆記や文書の複写をおこなう際に用いる「書記」は、主に *librarius* という名称で表現され、*scriba* の名称が用いられることは「とてもまれである」というコルネマンの指摘を踏まえれば、⁽⁶⁰⁾ その多くが公的な書記であつたと仮定しても良いように思われる。本稿では書記に関する碑文を便宜的に (A) 明らかに公的な書記である事例と (B) それ以外の書記に関する碑文に分けた。以上の結果得られた史料は、(A) 五一枚、(B) 二六枚の計七七枚である。

これらの書記個人に関する碑文は大部分が墓碑銘か奉献碑であ

り、そこから得られる情報は、彼らの名前と肩書、ときに年齢や家族に関するものである。まず、法的地位に関してみれば、父名表記 (filiation) や公職就任から明らかに出生自由人であると判断できる者は、六九名中三三名 (四三名中一九名 (A)、二六名中一四名 (B)) である。そのほかの三六名のなかには、後述する参事会員標章の授与や皇帝礼拝委員職就任から被解放自由人であったと想定される者があり、また父名表記の欠如は被解放自由人であることを示唆する可能性があると⁽⁶¹⁾も、少なくとも半数弱が出生自由人であることは、ローマ書記と同様の傾向である⁽⁶²⁾。

諸都市の下僚の経済状況に関する情報は限られている。ドミティアヌス帝期に、禁止されているにもかかわらず事業をおこなうローマのクアエストル付書記が問題とされたことから、彼らのなかに何らかの事業を営む者がいたことが窺われる (Suet. Dom. 9, 3)。オステティアでは組合所属者が確認されるが、全員が fabri tignuarii 組合に所属し (A14, A15, A16) 、『そのうち一名 (A16) がさらにパン製造業者組合にも所属している』。fabri tignuarii 組合への所属が職業活動を表す証拠とならないという旧稿での筆者の指摘が正しければ、ここから彼らの職業活動を読み取ることができず、職業活動として指摘できるのは、パン製造業者の一名だけである。メディオラヌムの断片的な碑文 (B11) における ‘dissignator’ が肩書きの一部をなすのであれば、これも職業に含まれるかもしれない⁽⁶⁴⁾。また、職業活動ではないが、サロナエのある書記 (A38) は軍団退役兵であった⁽⁶⁵⁾。

書記の財産規模はどの程度のものであったのだろうか。オステティア

の二名の書記 (A15, A16) は都市に対して五万セステルティウスをおこなっており、かなりの資産家であったことを窺わせる。それに対して、剣闘士競技と金銭分配を提供したカレスのウィトラシウス・シルウェステル (A43) に関しては、その行為が「財産規模を超える」ものと表現され、彼の資産が限定的なものであったことを示唆している (ただし、後述するように、彼が書記であるか否かは確実ではない)。

以下では、書記職に加えてほかの経歴が記されている事例から、書記就任者の社会的実態についてみていきたい。

(一) 公職・参事会員職

公職や参事会員職への就任を果たした事例について、イタリアでは次の五例が挙げられる。まず、前一世紀 (おそらく共和政末期に属する) に年代特定されるアクイレシアの碑文 (B2) には ‘scriba l. q. dec. et 記されている。これは scriba (librarius), q(u) aesor, dec(ur)io と読まれ、ある書記がクアエストル職を経て、さらに参事会員に就任したと解釈されている。次に、ミントルナエの断片的な碑文 (B12) も、ある書記がアエディリスを務めたことを示している。また、ベネウェントゥムの M・ガウィウス・サビヌス (B7) は、アエディリス職とプラエフェクトゥス・ファブルム職を務めた⁽⁶⁶⁾。最後にネアポリスでは「書記を務める参事会員」も確認される (A11)。神官 (pontifex) と都市金庫の監督者 (curator aerarii) を務めたメディオラヌムの書記もここに加えられる。神官は一般的に高位の人物が就

任する役職であり、参事会員身分への昇格、あるいはそれと同等の地位を得ていた事例として扱われているのである。⁽⁶⁶⁾

属州諸都市に関しては、パンノニアとダキアの二枚の碑文から参事会員身分への昇格が知られている。まず、パンノニアの都市イアシ(BA)では、「書記、参事会員、四人委員」という経歴を辿った人物の墓碑銘が残されている。興味深いのは、ダキアの中心都市であったサルミゼゲトゥサの次の碑文(A36)である。

リベル・パテル・アウグストゥスへの祭祀。植民市の参事会員、クアエストルであるL・アプレイウス・マルクスが、敵の攻撃で破壊された居間(cubicula)つき柱廊を、書記職就任ゆえに、参事会の許可に基づき修復した。⁽⁶⁷⁾

以上に挙げた事例のいくつかに関しては、書記職が公職階梯(cursus honorum)の一部に組み込まれた可能性が指摘されている。⁽⁶⁸⁾ さらにバッラは書記職が「公職」化した可能性を指摘している。⁽⁶⁹⁾ 先に挙げたサルミゼゲトゥサの事例では、すでに参事会員であり、クアエストルも務めた人物が書記に任用され、さらに書記職就任を理由に、参事会決議に基づき柱廊の修復費用を負担している。公職者は法的・慣例的に、その就任に際して金銭の支払い、見せ物の開催、公共建築物の建設や修復などの財政的寄与をおこなっていた。L・アプレイウス・マルクスが書記職就任に際しておこなった柱廊修復も、これと同様の行為と考えられるのである。ただし、バッラも述べるように、以上の事例から書記が一般的に公職化したとまで結論づけることはできず、

「地域的特殊性」と考えることが妥当であろう。⁽⁷⁰⁾

この「地域的特殊性」とはどのようなものであろうか。碑文の年代特定をめぐる議論があるが、サルミゼゲトゥサの事例について、バッラはマルコマンニー戦争に先立つ「蛮族」の侵略による混乱(たとえば都市の財政難)による臨時的措置であったと想定している(書記が修復したのが「敵の攻撃によって破壊された」柱廊であることが、この推測を支持している)。ネアポリスでは、書記に対して参事会が特別な配慮(葬儀における便宜)を示しており(A11)、書記一般が優遇されたようであるが、これはギリシア文化の影響によるものかもしれない。

(2) 参事会員標章

正式な参事会員の一人とはならないものの、参事会によってその身分標章(ornamenta decurionalia)が認められたことが確実な書記は、二名挙げられる。まず、断片的ながら、コムムの碑文(AT)からは、ある書記が六人委員職を務め、参事会員標章が授与されたことが読み取れる。次に、二世紀後半にオスティアの書記(scriba libritus)を務めた、M・リキニウス・プリウァトゥス(A16)も、参事会員標章を授与されている。⁽⁷¹⁾ 参事会員標章が授与された人物は一般に、参事会から都市に対する貢献を認められたが、正式に参事会に入できない人物、とりわけ参事会加入が法的に禁じられた被解放自由人であったとされる。そのため、少なくともコムムとオスティアの書記の事例に関しても、彼らが被解放自由人であったと推測されて

いる。⁽⁷²⁾ただし、どちらの事例においても法的地位(出生自由人か被解放自由人か)は明示されていない。

先述したように、同定には問題があるものの、カレスのウィトラシウス・シルウェステル(A43)は、参事会員標章が認められた書記の一人に数えられている。碑文によると、彼は自ら参事会に請願して、剣闘士競技の開催を引き受けた。費用負担のかかるこの義務を自発的に負った彼に対し、参事会は参事会員標章を認め、市民は彫像建立の名誉を与えた。その後、シルウェステルは再び書簡を送って請願をおこなひ、「自らの財産規模を超えて ultra modum facul[ati]um suar[um]」自らの誕生日に、市民に対して金銭の分配をおこなうことを願ひ出た。参事会はこれを認めるとともに、彼に以前建てられた彫像の台座についた碑文を拡大し、また彼の書簡を「とても人通りの多い場所 celebr[ati]o loc[o]」に公表することを決議した。ここで興味深いのは、碑文に記された参事会決議における「彼は自らの賃金を我らの都市とほぼ分け合ったため cum is me[re]dem? suam cum re) publica) nostra) sit pacie partitus]」という一節である。ただし、この「自らの賃金 me[re]dem? suam]」という補読は、シルウェステルを書記とする想定に基づいている。この補読にしたがえば、先の理由を表す従属文が意味するのは、彼が受け取った給与を、(自らの利益とするのではなく)自らの誕生日の祝い金というかたちで都市に還元したということであろう。参事会はこの功績を認め、公式に感謝する、あるいは彫像の土台につけられた碑文の拡張を許可する決定をおこなったのである。以上の推測が正しければ、この碑文

は、自らの声望を得ようとする書記の関心を証明する事例と評価できるかもしれない。⁽⁷³⁾

(3) 皇帝礼拝委員、下級役人、組合

皇帝礼拝委員職に就任した書記として、イタリヤでは、コムム(A7)、クブルテリア(A8)、タウリニ(A25)、アスクルム(B3)、そしてアスクルム近郊(B4)の五例、属州ではアクアエ・セクスティアエ(A29)とシスキア(A40)の二例がある。ただし、二つの事例(A25, A40)では書記職と皇帝礼拝委員職の就任地は異なっている。先に挙げたように、コムムの書記(A7)は皇帝礼拝委員職に加え、参事会員標章を得ていた。クブルテリアの書記(A8)は、エノ聖域のマジステル(magister) fani Iunonis)も務めていた。同じような宗教的役職として、プテオリ(B19)では神殿番(aeditus)への就任も確認される。また、オステイア(A14)とポンペイ(B14)の書記は、都市に従属する村落(vicus, pagus)の参事会員(decurio)や監督者(magister)に任じられていた。先述したように、オステイアでは、fabri tignarii組合やパン製造業者組合の所属者がみられるが、いずれも何らかの役職を務めている。

(4) 書記の家族

スルモの皇帝礼拝委員(P. Octavius P. I. Pardo)が、同市の書記(P. Octavius P. f. Eu[...]anus)のために墓碑銘を設置している(A23)。両者の関係は史料上明らかではないものの、同じ氏族名をも

つことから、皇帝礼拝委員（被解放自由人）が、書記（出生自由人）の被解放者か親族（父親か兄弟）であると推測される。

息子や孫が社会的上昇を果たした事例もある。このような例としてまず、アウグストゥス時代のポンペイの書記、A・クロディウス（B6）が挙げられる。彼の息子、A・クロディウス・フラックスは、二人委員職を三度務め（二度目のそれは五年目二人委員）、就任のたびに市民に対して盛大な見せ物を提供した。さらに、A・クロディウスの妻（Lassia M. f.）と孫娘（Clodia A. f.）は、どちらも「参事会による公式ケレス祭司 *sacerdos publica Ceresis d. d.*」を務めていた。これに加えて、孫娘の夫（L. Cellius Calvus）も参事会員であった。

次に、おそらく二世紀の中葉から後半にオステイアで書記（*scriba cerarius et librarius*）を務めた、L・ファビウス・エウテュクス（A15）の息子は、ローマで高級アエディリス付書記を務め、騎士の称号も得た。さらに、オステイアでは神君ハドリヌス祭司とアエディリスを務めた。ここには、オステイアとローマの書記職とおした、二世代にわたる社会的上昇の過程が表れている。また、先に挙げたM・リキニウス・プリウアトゥス（A16）は、「参事会員の父であり祖父、騎士の父 *patri et avo decurionum, patri equitum Romanorum*」と名乗っており、複数の息子が参事会員や騎士に、そして孫も参事会員身分に到達したことを誇示している。最後に、先述したコンコルディアの書記、ウォルムニウス・セレヌスの子供（あるいは孫）も、おそらくローマ騎士への社会的上昇を果たしていた。⁷⁴

以上の諸事例から、書記のどのような人物像が描けるであろうか。

諸都市の下僚のなかで参事会員身分への社会的上昇の事例が確認されるのは、書記と腸占師である。このうち、腸占師の社会的上昇に関して、アークは次のような二種類の説明をおこなっている。⁷⁵ まず、腸占いの発祥の地であるエトルリア地方では、伝統的に貴族がこの役職を担っていた。そのため、この地方で腸占師が参事会員身分に加わることは意外ではない。そして、それ以外の地域に関しては別の解釈がおこなわれる。予兆を理解する知識を有し、それを用いてエリートの相談役となりうる腸占師は、皇帝側近の腸占師の名声も反映して、名譽ある存在とみなされた。しかし、下僚職という位置づけゆえに、既存の名望家は腸占師に就こうとせず、地方政界の「新人」にとつて得やすい役職であった。彼ら「新人」は腸占師職をおして社会的名声を獲得し、さらに一部は社会的上昇への道を辿ったのである、と。

社会的上昇を果たした書記の碑文に、彼らの家柄に関する情報はなく、アークの推論を書記に適用することはできない。しかし、世代間で社会的上昇を遂げた事例（四）からは、同じ傾向を看取することができる。

ポンペイ書記A・クロディウスとオステイアの書記L・ファビウス・エウテュクスの事例からは、次の二点が指摘される。第一に、両者は出生自由人であるが、それぞれ社会的ハンディキャップを抱えていた点である。A・クロディウスは、ポンペイが属するメネニア区ではなく、パラティナ区に所属していたことから、ポンペイへの移住者であったとされる。⁷⁶ そして、L・ファビウス・エウテュクスは、「ス

プリウスの息子 (Sp. L.)、つまり非嫡出子であった。非嫡出子が参事会員に就任することは禁じられていなかったが、彼の参事会加入にとって不利に作用したかもしれない。⁽⁷⁷⁾ 第二に、両者がともに、参事会員身分への昇格は果たさなかったものの、書記職以外にも何らかの役職を務めていたことが挙げられる。A・クロディウスは書記職に加え、ポンペイに従属する村落 (パグス) のマギステル職 (magister pagi Felicitis Augusti) を務めていた。カストレンによれば、この役職は「下級の生まれであるか、機会の欠落ゆえに、正規の公職者になることができなかった人物に開かれていた」ものであり、この職に就いた者は建築物への資金提供をおこなうなど、「いくつかの観点で、都市公職者と同等の人物であった」。⁽⁷⁸⁾ そして、L・ファビウス・エウテュクスは、二種類の書記と先導警吏 (lictor curiatus) と fabri tignuarii 組合長を務めていた。旧稿で論じたように、fabri tignuarii 組合は都市の自発的消防団として機能した団体として、一定の社会的地位を求める人物に開かれていたものであり、その幹部職を務めたことは、彼自身も都市社会における一定の声望を得ていたことを示している。

以上の二点から推測されるのは、この二人が社会的ハンディキャップのために公職や参事会員職には手が届かず、それゆえに書記職などの役職に就くことで、本人の世代における社会的地位の向上とそれを足がかりにした次世代における社会的上昇を目指していたのではないか、ということである。⁽⁸⁰⁾ しかし、書記職だけに就いた者が多数派を占めていることも事実である。これらの人びとの事例も含めて、書記の

人物像をどのように評価することができるのか。

近年の社会史的研究のなかで重視されつつあるのは、皇帝礼拝委員や組合の社会的位づけや役割が、諸地域・諸都市の社会的・経済的な諸条件によって変化したことである。すでにアブラメンコがイタリアの皇帝礼拝委員の地域的差異を強調しているが、⁽⁸¹⁾ ここでは近年、イタリア諸都市の歴史的展開を論じたパターンソンの議論から、一つの展望を得ておきたい。⁽⁸²⁾ 幅広い射程をもつ彼の議論全体を紹介することはできないが、参事会・皇帝礼拝委員・組合などの要素の社会的役割や相互関係に関する分析から、次の二点だけを挙げておきたい。

第一の論点は、都市の担い手の拡大である。ローマの都市は大土地所有者の所領や村落共同体を擁する農業世界に囲まれ、この所領や村落は発展するにつれて、諸都市と人的・物的資源をめぐって争うようになった。この状況において、都市を維持するためには都市住民の归属感を醸成する必要がある、祝宴や金銭分配が盛んにおこなわれた。とりわけ二世紀以降に顕著になる都市の財政難を背景として、皇帝礼拝委員や組合構成員を都市社会の活動に関与させることは、一層の重要性をもつようになる。

第二に、このような社会集団の役割には、都市の社会的・経済的状况によつて相違がみられる点が指摘される。人口規模が少なく、また農業や商業によつて得られる利益が小さな都市では、都市生活の諸負担は、土地所有という安定的な経済基盤をもつ少数の家族に担われた。そのため、皇帝礼拝委員や組合が都市生活において果たす役割も社会的上昇の可能性も限られていた。他方、大きな都市人口を有し、

広域な農地を擁し、陸海の交通路によって商業から恩恵を受ける都市には、伝統的エリートと富裕な被解放自由人が多く存在した。参事会員には騎士や元老院議員への社会的上昇を果たす可能性が開かれていたが、そのために生じた空席は、ほかの土地所有者によって容易に補充された。このような社会的流動性の高い地域では、皇帝礼拝委員や組合構成員は、参事会員と同様に、贈与などによって名声をめぐる競争に参加していた。

これはイタリア諸都市の分析から導き出されたモデルであり、帝国諸都市に直ちに適用できるわけではもちろんない。また、パターソンの論点は、イタリアにおける都市社会の多様性を示すところにある、過度に類型化することも慎まなければならない。しかし彼の議論は、書記職の社会的役割、そしてその就任者の社会的実態を考えるうえで重要な示唆を含んでいる。すなわち、第一に、書記職も皇帝礼拝委員職や組合と同様、このような都市社会への参与の一形態として評価できるのではないだろうか。そして第二に、書記就任者の経歴の多様性は、アブラメンコやパターソンが指摘するような社会的差異の影響を反映したものと考えられる。一方で、富裕な出生自由人が比較的多い地域では、コンコルディアのように参事会員職の適格者が書記職によって社会的地位を得ることを求める場合があった。他方で、参事会員に準じるような富裕な出生自由人が限られていた、比較的小規模な都市の書記は、大都市における書記に比べて相対的に低い社会的条件にいたと推測される。しかしながら、書記職に加えて、皇帝礼拝委員職や組合所属など、複数の地位を務めていた事例が示唆するように、

書記職をとおして社会的地位を求める人びとの存在を見過ごしてはならない。

結びにかえて

本稿では都市法、文学史料、碑文史料から、諸都市の書記の社会的実態について検討してきた。

諸都市の書記は、公職者に配属される下僚団の一員であったが、都市社会における一定の社会的地位を享受していた。しかし、皇帝礼拝委員との対照で、財政的寄与よりもその実務的能力による社会的地位の獲得という特徴にも注目する必要がある。下僚と同じ下級官吏として論じられる公有奴隷も、その行政的・社会的役割が注目され、「エリートの一部を形成した」と指摘する論者もいるほどである。公有奴隷に関しては従来、その法的諸特権（財産所有権や婚姻権）が注目されてきたが、近年ではそれに加え、その行政的能力による社会的地位の獲得という側面が指摘されている⁽⁸³⁾。公有奴隷のなかでとりわけ活動的であったのが金庫担当（*arcarii, dispensatores*）と文書館担当（*tabularii*）であったことは示唆的である。

下僚職には複数の種類があり、下僚職によって社会的評価が異なっていたことを考えれば、本稿での結論をすぐさまほかの下僚職に適用することはできない。たとえば、どの下僚職に就いた者にも等しく社会的上昇の可能性が開かれていたわけではなく、諸都市の下僚のなかで参事会員身分への上昇が確実に確認されるのは、書記と腸占師だけ

である⁽³⁸⁾。この点を踏まえれば、下僚は社会的に多様な存在であり、アークのように下僚だけを捉えて「中間層」と呼ぶことは必ずしも説得的ではない。ほかの社会集団(組合や皇帝礼拝委員団)などの複合的な要素も合わせて考え、参事会員層より下位にあるものの、一般民衆よりも上位に位置づけられる、一定の幅をもった社会層として捉える必要があるように思われる。

先に述べたように、アブラメンコは皇帝礼拝委員に関する新たな人物像を提起している。従来の研究においては、皇帝礼拝委員の人物像として、法的に公職や参事会員職から排除された、富裕な元奴隷の存在が重視されてきた。彼はこれに加え、何らかの事情により参事会への加入を果たせなかった出生自由人がいたことを指摘している。実際はこの両方の役職に就いた人物もいたように、書記と皇帝礼拝委員には少なくとも社会的実態における類似性を想定することができると。さらに、ポンペイの書記A・クロディウスのように、村落管理を担当するマギステル職に就く者もいた。このような複数の役職を経験している者がいることは、皇帝礼拝委員、下僚職、組合、さらに各種の下級役人も含めて、都市の担い手をより幅広く検討する必要性を示しているが、この点は今後の課題としたい。

註

雑誌・叢書の略号は *L'année philologique* の表記慣用にしたがった。また、本稿ではほかに次のような略号を用いている。

AE. = *l'Année épigraphique*, Paris 1888-.

CL. = *Corpus Inscriptionum Latinarum*, Berlin 1863-.

ILS. = *Inscriptiones Latinae Selectae*, H. Dessau (Hrsg.), 3 vols., Berlin 1892-1916.

RE. = *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*, G. Wissowa, W. Kroll, K. Mittelhaus und K. Ziegler (Hrsg.), Stuttgart 1893-.

(1) このような二項区分的な社会像を主張する代表的な研究は、M. I. Finley, *Politics in the Ancient World*, Cambridge 1983; R. MacMullen, *Roman Social Relations: 50 B. C. to A. D. 284*, New Haven 1974; G. Alföldy, *The Social History of Rome*, London 1985.

(2) 組合に関については O. M. van Nijf, *The Civic World of Professional Associations in the Roman East*, Amsterdam 1997; N. Tran, *Les membres des associations romaines: Le rang social des collegati en Italie et en Gaules, sous le Haut-Empire*, Rome 2006 参照。皇帝礼拝委員に関する研究も近年その数を増しているが、代表的なものとして、R. Duthoy, *La fonction sociale de l'augustalité*, *Epigraphica* 36, 1974, 134-154; A. Abramenko, *Die municipale Mittelschicht im kaiserzeitlichen Italien: Zu einem neuen Verständnis von Senatorial und Augustalität*, Frankfurt am Main/Berlin/Bern/New York/Paris/Wien 1993. また、日本における組合と皇帝礼拝委員に関する研究としては、坂口明「オステイアの船大工 (fabri navales) の組合(上)(下)」、『研究紀要』(日本大学文理学部人文科学研究所) 六二、二〇〇一年、一九一—二〇〇三年、一七二—一九頁；阪本浩「ヘレニズム・ローマ都市における任意団体」、阪本浩・鶴島博和・小野喜彦共編『ソシアビリテの歴史的諸相——古典古代と前近代ヨーロッパ——』、南窓社、二〇〇八年、八〇—九六頁；佐野光宜「葬送活動からみたコレギア——帝政前半期ローマにおける社会的結合関係の一断面——」、『史林』八九・四、二〇〇六年、一一三—二頁；長谷川敬「帝政ローマ前期内陸ガリア・イタリア間の水上交易にみる人的紐帯——二人の交易従

- 事者を手掛かりに——『西洋古典学研究』五六、二〇〇八年、六五—七六頁・島田誠「元首政期のローマ市民と解放奴隷」『史学雑誌』九五—三、一九八六年、一—三六頁・山本晴樹「帝政初期イタリマ・西部属州の都市におけるアウグスターレス」『西洋史学論集』九州西洋史学会、三二、一九九三年、一—四頁、同「ローマ属州の都市ニーマの外人、解放奴隷、アウグスターレス」『別府大学大学院紀要』三、二〇〇一年、五五—六二頁などがある。
- (3) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*³, Leipzig 1876; A. H. M. Jones, *The Roman Civil Service* (Clerical and Sub-Clerical Grades), in id., *Studies in Roman Government and Law*, Oxford 1960, 153-175.
- (4) M. Coello, *Empleados y subalternos de la administración Romana I: Los "scribae"*, Huélva 1982; B. Cohen, *Some Neglected oraines: The Apparitorial Status-Groups*, in Cl. Nicolet (sous la direction de), *Des ordres à Rome*, Paris 1984, 23-60; E. Badian, *The scribe of the Roman Republic*, *Klio* 71, 1989, 582-603; N. Purcell, *The apparitores: A Study in Social Mobility*, *PSR* 51, 1983, 125-173 (= *apparitores*).
- (5) J. Edmondson, *Cities and Urban Life in the Western Provinces of the Roman Empire*, 30 BCE-250 CE, in D. S. Potter (ed.), *A Companion to the Roman Empire*, Oxford 2006, 273.
- (6) W. Liebenam, *Städteverwaltung im römischen Kaiserreich*, Amsterdam 1967 [Leipzig 1900]; W. Langhammer, *Die rechtliche und soziale Stellung der Magistratus Municipales und der Decuriones in der Übergangsphase der Städte von sich selbstverwaltenden Gemeinden zu Vollzugsorganen des spätantiken Zwangsstaates*, Wiesbaden 1973.
- (7) S. Giorcelli Bersani, *Ceti medi e impiego pubblico nella Cisalpina occidentale: Il caso degli apparitores*, in A. Sartori e A. Valvo (a cura di), *Ceti medi in Cisalpina: Atti del colloquio internazionale 14-16 settembre 2000 Milano*, Milano 2002; M.-L. Haack, *Le cas des*
- harpisces* des colonies et des municipes, in M. Cébeillac-Gervasoni et L. Lamoine (textes réunis par), *Les élites et leurs facettes: Les élites locales dans le monde hellénistique et romain*, Rome/Clermont-Ferrand 2003, 451-463.
- (8) Edmondson, *op. cit.*, 273.
- (9) M. H. Crawford (ed.), *Roman Statutes* vol. I, London 1996; E. G. Hardy, *Roman Laws and Charters and Three Spanish Charters and Other Documents*, New York 1975.
- (10) J. González, *The Lex Imitana: A New Copy of the Flavian Municipal Law*, *JRS* 76, 1986, 147-243; H. Galsterer, *Municipium Flavianum Imitanum: A Latin Town in Spain*, *JRS* 78, 1988, 78-90; Fr. Lambert, *«Tabulae Imitanae». Municipalia e «ius Romanorum»*, Napoli 1993. 後記「ローマ帝国にユベリノの郡中法典——法律のなる郡中のベレーン——」『戦中戦後研究』二五、二〇〇二年、九三—一一一頁。
- (11) 参照の番号は略して、本欄では González, *op. cit.* の番号のみ。
- (12) *Ilviri* quicumque erunt, *ii(s)* *Ilviri(s)* in eos singulos *lictors* *binos*, *accensos* *sing(ulos)*, *scribas* *binos*, *viatores* *binos*, *librarium*, *praeconem*, *harpisicem*, *tibicinem* *habere* *ius potestasque* *esto*, *quique* *in ea colonia aediles* *erunt*, *iis aedil(ibus)* *in eos aediles* *sing(ulos)* *scribas* *sing(ulos)*, *publicos* *cum cincto limo* (*quaternos*), *praeconem*, *harpisicem*, *tibicinem* *habere* *ius potestas(ue)* *esto*.
- (13) L. Halkin, *Les esclaves publics chez les Romains and Le père d'Horace a-t-il été esclave public?*, New York 1979 (Bruxelles, 1897), 218-219; A. Weiß, *Sklave der Stadt: Untersuchungen zur öffentlichen Sklaverei in den Städten des Römischen Reiches*, Stuttgart 2004, 29-35.
- (14) 参照の番号は略して、本欄では Mommsen, *op. cit.*, 366-271; Purcell, *apparitores*, 128-129 参照。

- (15) アエティリス付屬占師の給与額は、文面上「100 (C) セステルティウス」と記されているが、セムゼンは五〇〇 (D) セステルティウスに誤記であると指摘するのを採録する⁹⁰。cf. Haack, *op. cit.*, 454.
- (16) iis omnibus eo anno, quo anno quisque eorum apparebit, militiae vacatio esto, neve quis eum eo anno, quo mag(istratibus) apparebit, invitum militem facito neve fieri iubeto neve eum cogito neve ius iurandum adigito neve adigi iubeto neve sacramento rogato neve rogari iubeto, nisi tumultus Italici Gallicive causa.
- (17) Hardy, *op. cit.*, 47, n. 110.
- (18) Haack, *op. cit.*, 456.
- (19) van Nijf, *op. cit.*, 257-258.
- (20) R. K. Sherck, *The Municipal Decrees of the Roman West*, Arethusa 1970.
- (21) CIL XI, 3614 = *ILS* 5918a. 下の語文は讀み上げ、Liebenam, *op. cit.*, 279; Sherck, *op. cit.*, 65-66; 飯坂繁規「ローマ帝政初期の官公署の職掌と組織」curator rei publicae 以下の語文は「*私法學雑誌*」111-114頁「1001年」140頁⁹¹。
- (22) Descriptum et recognitum factum in prona aedis Martis ex commentario, quem iussit proferri Cuperius Hostilianus per T. Rustium Lysipponum scribam.
- (23) Sherck, *op. cit.*, 65-66. cf. M. Coudry, *Sénatus-consultes et acta sénatus*: Rédaction, conservation et archivage des documents émanant du sénat, de l'époque de César à celle des Sévères, in: Cl. Nicolet (éd.), *La mémoire perdue: A la recherche des archives oubliées, publiques et privées, de la Rome antique*, Paris 1994, 89.
- (24) CIL XI, 1421 = *ILS* 140. Sherck, *op. cit.*, 64-65; S. Segenni, I documenti epigrafici pubblici prima dell'esposizione: I decreti decurionali: osservazioni sulla pubblicazione dei *decreta Pisana* (CIL XI 1420 e 1421), *Acme* 56-1, 2003, 72-79.
- (25) utiq(ue) L. Titius A. [f., T. A.]lius T. f. Rufus II viri ea omnia, quae supra scripta sunt, ex decreto nos[tr]o coram proquaestoribus primo quoque tempore per scribam publ[i]c[um] i[n] tabulas publicas referenda curent.
- (26) Sherck, *op. cit.*, 65.
- (27) 以下の加え、碑文史料は書誌の掲載を上げ、飯坂繁規「ローマ帝政初期の官公署の職掌と組織」以下の語文は「*私法學雑誌*」(A49)「*私法學雑誌*」(A50-51)を採録する⁹²。
- (28) quicumque Ilvir(i) aed(ilis)ve colon(iae) Iul(iae) erunt, ii scribis suis, qui pecuniam publicam colonorumque rationes scripturus erit, antequam tabulas publicas scrib<a>t tractetve in contione palam luci nundinis in forum <verso> ius iurandum adigito per Iovem deosque Penates 'se se pecuniam publicam eius colon(iae) concustoditurn rationesque veras habiturum esse, u(t)i q(uod) r(ecte) f(actum) e(ss)e) v(olet), s(ine) d(olo) m(alo)', neque se fraudem per litteras facturum esse sc(i)entem) d(olo) m(alo)'. uti quisque scriba ita iuraverit, in tabulas publicas referatur facito, qui ita non iuraverit, is tabulas publicas ne scribito neve aes apparitorum mercedemque ob e(am) r(em) kapito, qui ius iurandum non aegerit, ei (sestertium) (quinque milia) multae esto, eiusq(ue) pecuniae cui volet petito persecutio(que) ex hac lege) esto.
- (29) i<i>que, antequam tabulas communes municipium suorum inspici-a<n>t aut quit in eas referant, quisque eorum iurato per Iovem et divom Aug(ustum) <et divom Claudium> et divom Vespasianum Aug(ustum) et divom Titum Aug(ustum) et genium imperatoris) Caesaris Domitiani Aug(usti) deosque Penates se tabulas communes municipium suorum fide bona scripturum, neque se [sc(i)entem] d(olo) m(alo) falsum in eas tabulas relaturum, dolove malo, quod in eas referri oporteat, praetermissurum. Qui ita non iuraverit is scriba

- [n]e esto.
- (30) タレントウム自治市法では「悪意の欺瞞をもって公文書によって公金に損害を与えてもならぬ neve per litteras publicas fraudentive publicum peius facito dolo m(alo)」(I, 3-4) という規定があり、ハルン都市法における「文書による不正行為」も同様の会計上の不正防止を意図したものかも知れない。
- (31) キケロは『法律について』(Leg. III, 46-48) において「ローマには法律の監視機構 (legum custodiam) がなく、また元老院議員が法律について無知であるため、国庫にその複写を求めた場合、法文が文書役 (librari) の恣意に任されている現状を批判している。キケロはあちど、筆頭書記 (sex primus) の筆跡をまねた公文書偽造 (N. D. III, 30, 74)」、偽元老院決議の国庫収納 (Phil. V, 12) など伝えている。文書行政に関しては「マラン・K・ボウマン「ローマ帝国における官僚制と文書」」、浦野聡・深津行徳編『古代文字史料の中心性と周縁性』春風社、二〇〇六年、六九-九二頁。
- (32) se, quodcumque ex hac lege exque re communi municipum municipi Flavii Imitani censeat, recte esse facturum, neque adversus hanc legem remve communem municipum eius municipi facturum scientem] d(olo) m(alo), quo[s]que prohibere possit prohibiturum, neque aliter consilium initurum neque aliter datu[m] neque sententiam dicturum, quam ut ex hac lege exque re communi municipum eius municipi censeat fore.
- (33) イルニ都市法七九条には「公金支出に関わる決議に際した「自ら自治市の最大の公益になると判断した投票をおこなふ[s]e eam sententiam laturos quam maxime] e re communi municipum esse censeant」および参事会員の宣誓文書に記載する」。
- (34) Purcell, *apparitores*, 138-142.
- (35) *CIL* XIII, 3572: Tib. Iul. Tibe[r]ino II vir. / Ner. Q. Titus/vilicus Ict. cf. Haack, *op. cit.*, 453-454.
- (36) フロンティヌスが伝える水道監督官に関する元老院決議では「監督官が自らの下僚を国庫に報告するよう規定している (Fron. Ag, 100)」。下僚名簿の公示に関する「lex Cornelia de XX quaestoribus, ii. 38-41; *CIL* VI, 32272 (= 10621).
- (37) scribae, qui tabulas lib(er)os rationes communes in eo municipio scripturi ordinaturi erunt, duumviri(s) apparento, quos decuriones conscript[i]ve municipi eius pars maior probaverit.
- (38) *CIL* XI, 5226.
- (39) N. Purcell, The *ordo scribarum*: A Study in the Loss of Memory, *MEFR* 113, 2001, 666 (= *ordo scribarum*).
- (40) R. Mentxaka, Sobre el capitulo 73 de la <lex Imitana>, *Labeo* 38-1, 1992, 63-76.
- (41) ロープ書記の配属は「公職者本人の指名ではなく、籤引きによって決定された」。Plin. Ep. IV, 12, 2: scribamque qui sorte obtigerat.
- (42) Langhammer, *op. cit.*, 190-202.
- (43) Abramenko, *op. cit.*, 296-310.
- (44) *CIL* V, p. 577 参照。
- (45) R. Duthoy, Les *Augustales, in *ANRW* II, 16, 2, 1978, 1266-1268; 1281-1282.
- (46) Purcell, *ordo scribarum*, 664-668; Coello, *op. cit.*, 7-10; A. Romano, *Il collegium scribarum*: *Aspetti sociali e giuridici della produzione letteraria tra III e II secolo A. C.*, Napoli 1990, 22-27.
- (47) Purcell, *apparitores*, 138, n. 77.
- (48) Nepos, *Enn.* I, 5: Itaque eum habuit ad manum scribae loco, quod multo apud Graios honorificentius est quam apud Romanos. Namque apud nos, re vera sicut sunt, mercenarii scribae existimantur; at apud illos e contrario nemo ad id officium admittitur nisi honesto loco et fide et industria cognita, quod necesse est omnium consiliorum eum esse participem.

- (49) E. Lo Cascio, Le tecniche dell'amministrazione, in A. Schiavone (dir.), *Storia di Roma*, 2, 2, Turin 1991, 182-183 (= E. Lo Cascio, *Il princeps e il suo impero. Studi di storia amministrativa e finanziaria romana*, Bari 2000, 71-72); Giorelli Bersani, *op. cit.*, 64.
- (50) Purcell, *ordo scribarum*, 671-673. ㄱㄴ ㄱㄴ ㄱㄴ ㄱㄴ ㄱㄴ M. Corbier, *L'aerarium Saturni et l'aerarium militare: Administration et prosopographie sénatoriale*, Rome 1974, 676 参照。
- (51) M. P. J. van den Hout, *A Commentary on the Letters of M. Cornelius Fronto*, Leiden/Boston/Köln, 1999, 440-443; 444-445; Fr. Jacques, *Le privilège de liberté: Politique impériale et autonomie municipale dans les cités de l'Occident romain (161-244)*, Paris 1984, 596-603. 飯坂晃治「ローマ帝政前期へたりんにおちる地方裁判官 (iuridicus) と騎士」『西洋史論集』六〇 二〇〇三年 四三三頁。
- (52) van den Hout, *op. cit.*, 441-442 ㄱㄴ 書記業務と参事会員職の不資格事項に関する規定など ㄱㄴ 金横領など ㄱㄴ 推測 ㄱㄴ ㄱㄴ。
- (53) Fro. *Amic.*, II, 7, 3. Rem omnem ita, ut mihi Voluminus exposuit, proponam: simul et unumquidque verumne sit rogabo. Estne lege coloniae Concordiensium cautum, nequis scribam faxit nisi eum quem decurionem quoque recte facere possit? Fueruntne omnes et sunt ad hoc locorum, quibus unquam scriptus publicus Concordiae <de> iactus, decuriones? Factusne est Voluminus decreto ordinis scriba et decurio?
- (54) Giorelli Bersani, *op. cit.*, 64.
- (55) Purcell, *ordo scribarum*, 665.
- (56) *idem*, 664-670.
- (57) Fro. *Amic.*, II, 7, 4: quid est cur dubites post quinque et quadraginta annos sitne decurio, qui scriba fuerit, pecuniam ob decurionatum intulerit, comoda decurionatus usurpaverit, munia functus <fuerit>?
- (58) Jacques, *op. cit.*, 596-603. ㄱㄴ の時期の参事会の状況に ついては、新保良明「ローマ帝政前期における都市参事会員と都市政務官職——参事会の実質をめぐって——」『西洋史研究』新編三二 二〇〇二年 二八—五七頁で詳しく論じられている。
- (59) Liebenam, *op. cit.*, 278, n. 5.
- (60) E. Kornemann, "scriba", in *RE* II A, 1, 848-850.
- (61) L. R. Taylor, Freedmen and Freeborn in the Epitaphs of Imperial Rome, *AJPh* 82, 1961, 113-132.
- (62) Purcell, *apparitores*, 154-155.
- (63) 拙稿「ローマ帝政前期における組合と都市社会——「三つの組合 (tria collegia)」を中心として——」『史学雑誌』一一四—一〇〇五年 三二—五八頁。
- (64) van den Hout, *op. cit.*, 449 ㄱㄴ ハルムニアス・セレンヌスが商人であること推測 ㄱㄴ ㄱㄴ。
- (65) 同じ都市び文書記録を担ったと思われる commentariensis rei publicae ㄱㄴ の役職を務めた人物は、ローマ騎士びある、桂潤ハナハ達へ (poeta Latinus coronatus) と称している (CIL IX, 1663)。
- (66) cf. Cl. Zaccaria, L'amministrazione delle città nella Transpadana (note epigrafiche), in W. Eck, H. Galsterer (hrsg.), *Die Stadt in Oberitalien und in den nordwestlichen Provinzen des Römischen Reiches (Deutsch-Italienisches Kolloquium im italienischen Kulturinstitut, Köln)*, Mainz am Rhein 1991, 70; Giorelli Bersani, *op. cit.*, 61.
- (67) Libero Patri Aug(usto) sacrum / L(ucius) Apul(eus) Marcus dec(urio) colon(iae), quaes(tor) / porticus cum cubiculis a vi<i> / hostium exustos pecunia / sua ob scribatum restituit / permittente ordine.
- (68) Zaccaria, *op. cit.*, 70; Giorelli Bersani, *op. cit.*, 61.
- (69) L. Balla, Le scribatus comme honor en Dacie et en Pannonie, *ACD* 15, 1979, 67-70.

- (70) 法典史料 (*Dig. L. 4, 1, 2; L. 4, 18, 17*) の「書記 (scrib[a]tus, scribae magistratus) は人的奉仕 (munus personale) の範疇に含まれている。しかし「クァエストール職も都市によっては顯職 (honos) ではなく、人的奉仕 (munus personale) である」と説明されている (*Dig. L. 4, 18, 2*)。
- (71) この人物の経歴については、藤澤明寛「ローマ帝政時代のオステイアにおけるパン製造業者組合——都市参事会員標章」の賦与を中心にして——『イタリヤ学会誌』五三・二〇〇三年、一〇一—一五頁で詳細に論じられている。
- (72) Zaccaria, *op. cit.*, 70; H. L. Royden, *The Magistrates of the Roman Professional Collegia in Italy from the First to the Third Century A. D.*, Pisa 1988, 70-71.
- (73) ただし、この碑文には彼が書記であったとは明示されていない。ウィトラシウス・シルウェステルが書記であったと推測される根拠は、彼が先に述べた金銭分配において、次のように分配金額を設定したところにある。すなわち、彼は「我われ〔参事会員〕とその子供に三ウィクトリアトゥス、書記とその子供に二ウィクトリアトゥス、皇帝礼拝委員に二ウィクトリアトゥス、市民に二ウィクトリアトゥス」を与え、書記に対して特別な配慮をしている。分配額の多寡は、一般的に都市社会における重要性に応じて決められ、社会的評価の高い人びとほど優遇された。この事例では、書記に対する分配金額は参事会員より少ないが、皇帝礼拝委員と同等とされている。さらに、参事会員の場合と同様、書記の子供にも特別な配慮が払われている。ヘンツェンは、書記を優遇する分配金額の設定を「異例」としたうえで、このような異例な設定がおこなわれたのは、シルウェステル自身が書記であったためであろうと推測している。cf. E. Forbis, *Municipal Virtues in the Roman Empire: The Evidence of Italian Honorary Inscriptions*, Stuttgart 1996, 136 (n. 48).
- (74) G. Alföldy, *Städte, Eliten und Gesellschaft in der Gallia Cisalpina: Epigraphisch-historische Untersuchungen*, Stuttgart 1999, 106-108. フロンハース・オノホルム・ニウススの汚名 (infamia) が晴らされない場合、彼の子孫にも不利益が生じると力説している。
- (75) Haack, *op. cit.*, 461-462.
- (76) M. Tarpin, Les magistrats des vici et des pagi et les élites sociales des cités, in M. Cébeillac-Gervasoni et L. Lamoine (textes réunis par), *op. cit.*, 263, n. 19. P. Castén, «Ordo Populusque Pompeianus»: *Polity and Society in Roman Pompeii*, Roma 1975, 94.
- (77) 非嫡出子の参事会員職就任は認められたが、嫡出子が優先された (*Dig. L. 2, 3, 2*)。
- (78) Castén, *op. cit.*, 72-73.
- (79) 前掲の拙稿参照。
- (80) ただし、少なくとも前二者の社会的上昇に関しては、有力家族との婚姻 (A・クロディウス) や養子縁組 (L・ファビウス・エウテュクスの息子) の重要性も無視しえない。
- (81) Abramenko, *op. cit.*
- (82) J. R. Patterson, *Landscapes and Cities: Rural Settlement and Civic Transformation in Early Imperial Italy*, Oxford 2006.
- (83) A. T. Fear, *Cives Latini, servi publici and Lex Imitana, RIDA* 37, 1990, 163.
- (84) Weib, *op. cit.*; M. Silvestrini, Gli arcaii della città, *MEFR* 117, 2005, 541-554.
- (85) ただし、licitor curiatusを務め、さらにオステイアのアエディリスを務めたA・エヴリリウス・パテルヌス (AE 1986, 113) も、彼の務めた先導警吏職がオステイアでのものであれば、諸都市の下僚職から社会的上昇を果たした事例に加えられる。この事例も含めたオステイアの下僚に関しては別稿を用意している。

諸都市の書記に関する碑文一覧

No.	碑文番号	都市(地域)	書記職	名前	地位
A1	CIL IX, 2675	Aesernia (Italia I)	scribae Aesernio	Cn. Marius Cn. f. Tro. Severus	Ing.
A2	CIL X, 6676	Antium (Italia I)	scrib. r. p.	Quintus Ci[- Euty]ches	?
A3	AE 1900, 184	Brundisium (Italia II)	scrib. r. p.	L. Octavius Iustus	?
A4	AE 1954, 168	Capena (Italia VII)	scriba r. p. C. f.	Vatinius Priscus	?
A5	CIL X, 3906	Capua (Italia I)	scrib. Ilvir. et q. Capuae	Q. Alfius Q. f. Fal. Iustus	Ing.
A6	ILS 6315	Capua (Italia I)	scribae dumvirali	P. Cornelius P. f. Proculus	Ing.
A7	CIL V, 5314	Comum (Italia XI)	scrib. pub.	?	?
A8	CIL X, 4620	Cubulteria (Italia I)	scriba rei p.	L. Fulvius Clemens	?
A9	AE 1990, 253	Forum Novum (Italia IV)	scribae r. p.	Ulpius Florentius	?
A10	CIL V, 5866	Mediolanum (Italia XI)	scriba public.	Q. Ingenius Maximinus	?
A11	CIL X, 1489	Neapolis (Italia I)	ἀναγραφ(εὐοντος)	Licinius Pollio	?
A12	ILS 6460	Neapolis (Italia I)	scribae publico Neapolitan. aedilico	P. Plotius P. f. Pal. Faustinus	Ing.
A13	CIL XIV, 346	Ostia (Italia I)	decurial. scr. cer.	A. Egrilius A. f. Plarianus	Ing.
A14	CIL XIV, 347	Ostia (Italia I)	decuriali scriptus cerar.	A. Egrilius A. f. Secundus Trheptianus	Ing.
A15	CIL XIV, 4642	Ostia (Italia I)	scrib[a] ce[rarius] et librarius	L. Fabius Sp. f. Eutychus	Ing.
A16	CIL XIV, 374	Ostia (Italia I)	decuriali scrib. librario	M. Licinius Privatus	?
A17	CIL XIV, 4290	Ostia (Italia I)	decurialis scriba librarius Ost.	P. Cornelius P. f. Victorinus	Ing.
A18	AE 1948, 28	Ostia (Italia I)	scriba cerarius	L. Laelius Sp. f. Herennianus	Ing.
A19	AE 1948, 30	Ostia (Italia I)	scrib. cerar.	L. Laelius Sp. f. Herennianus	Ing.
A20	AE 1988, 195	Ostia (Italia I)	[scrib.] cerar. col. [Ost.]	[C.] Ovinus [Pal.] Antonianus	?
A21	CIL X, 140	Potentia (Italia V)	scr. r. [p.]	Cn. Papirius Claudinus	?
A22	CIL XI, 5760	Setinum (Italia VI)	scribae publico	C. Sentinas C. fil. Lem. Iustus	Ing.
A23	CIL IX, 3101	Sulmo (Italia IV)	scr[i]. Sul. p.	P. Octavius P. f. Eu[-]anus	Ing.
A24	AE 1900, 184	Sulmo (Italia IV)	scrib. r. p.	L. Octavius Iustus	?
A25	CIL V, 7033	Taurini (Italia XI)	[scr]ib. Aug. Taur.	?	?
A26	CIL XIV, 3699	Tibur (Italia I)	scr. r. p.	D. Rupilius Menander	?
A27	CIL X, 4905	Venafrum (Italia I)	[sc]ribae Venafran.	M. Valerius Victor	?
A28	CIL X, 6979	Messana (Sicilia)	scriba pub.	M. Aemilius Felicianus	?
A29	CIL XII, 524	Aquae Sextiae (Gall. Narb.)	scrib. IIIvir.	L. Pomp. Hermeros	?
A30	CIL XII, 2212	Vienna (Gall. Narb.)	scrib. aerari	T. Sammius Ter. Tiolus	?
A31	AE 2000, 1243	Napoca (Dacia)	s(criba) c(oloniae)	Aurelius Marcanus	?
A32	AE 1974, 550	Potaissa (Dacia)	scriba munic. Se[p.] Pot.	Aurelius Viator	?
A33	CIL III, 1512	Sarmizegetusa (Dacia)	scriba col. Sar.	T. Flavius Aper	?
A34	CIL III, 7914	Sarmizegetusa (Dacia)	scrib. col.	T. Fl(avius) Aper	?
A35	CIL III, 12580	Sarmizegetusa (Dacia)	scrib. col.	[T.] Fl(avius) Aper	?
A36	AE 1976, 561	Sarmizegetusa (Dacia)	ob scribatum	L. Apuleius Marcus	Ing.?
A37	AE 1994, 1364	Delminium (Dalmatia)	[scr]iba p. D.	P. Aelius Quintus	?
A38	CIL III, 2019	Salonae (Dalmatia)	scriba Salonis	C. Curiatius T. f. Serg. Secundus	Ing.
A39	CIL III, 14344	Aquincum (Pannonia)	scrib. c[o]l. Aq.	C. Iulius Ingenus	?
A40	CIL III, 3974	Siscia (Pannonia)	scribae munic. Faust.	Pontius Lupus	?
A41	CIL III, 4267	Mursella (Pannonia)	scrib. Mursel.	Cl. Gallonius	?
A42	CIL III, 10900	Ad Lacum Pelsonum (Pannonia)	s. m. [M.]	P. [Du]bi[----]us	?

No.	碑文番号	都市(地域)	
A43	CIL X, 4643	Cales (Italia I)	nobis liberisque n. vic. n. III, scrib. liber[isq. eo]rum vic. n. II, Aug. vic. n. II, munic[ipibus] v. n. I
A44	CIL XIV, 409	Ostia (Italia I)	patrono decuriae scribar. cerarior. et librarior. et lictor. et viator., item praeconum
A45	CIL VIII, 9052	Auzia (Mauretania Caesariensis)	universis condecursionibus meis et scribis duobus
A46	CIL XI, 1421	Pisae (Italia I)	utiq. L. Titius A. [f., T. A]llius T. f. Rufus II viri ea omnia, quae supra scripta sunt, ex decreto nos[tr]o coram proquaestoribus primo quoque tempore per scribam publ[ic]um i[n] tabulas publicas referenda curent
A47	CIL XI, 3614	Caere (Italia VII)	Descriptum et recognitum factum in pronao aedis Martis ex commentario, quem iussit proferri Cuperius Hostilianus per T. Rustium Lysiponum scribam, in quo scriptum erat it, quod infra scriptum est
A48	CIL XI, 5226	Fulginiae (Italia VI)	scrib[ae] ex d. d.] facto

A49	CIL X, 7845	Uselis (Sicilia)	Egerunt legati L. Fabriciu[s] Faustus Ilvir q. q. Sex. Iunius Cassianus C. Asprius Felix C. Antistius Vetus scrib.
A50	AE 1964, 251	Tropaeum (Moesia inf.)	per Qui. Prisciano et Iul. Marco Ilviri quinquennalis; aed. Cresces et Sabinus, Marcus et Severus (quaestores), scriba Valentinus
A51	AE 1964, 253	Tropaeum (Moesia inf.)	per Tib. Claudium Germanum et Marcum Aurelium Flavium duumviros, aediles Val. Valerianus et Iul. Quirillus, quaestores Ulp. Herculanus et Iul. Herculanus, s[crib]a Cocceius posuerunt

No.	碑文番号	都市(地域)	書記職	名前	
B1	CIL IX, 1193	Aeclanum (Italia II)	scr. li[br]a[r].	C. Aletius P. f. Lupus	Ing.
B2	AE 1990, 385	Aquileia (Italia X)	scr(iba) l(ibrarius)	C. Aufidius C. f.	Ing.
B3	CIL IX, 5190	Asculum (Italia V)	scr. quin(quennalis?)	Q. Petronius Q. f. Ruius	Ing.
B4	CIL IX, 5278	Inter Asculum et Cupram (Italia V)	scriba	T. Sentius Men.	?
B5	CIL X, 3737	Atella (Italia I)	scribae	P. Terentius Felix	?
B6	CIL IX, 5858	Auximum (Italia V)	scribae	L. Feronius L. f. Vel. Ru[fus]	Ing.
B7	CIL IX, 1646	Beneventum (Italia II)	scriba	M. Gavius M. fil. Palat. Sabinus	Ing.
B8	AE 1976, 138	Ficulea (Italia I)	scrib. libr.	A. Popillius Helenus	?
B9	CIL IX, 5018	Hadria (Italia V)	scriba	Sextus Publicius Sex. f. Mae.	Ing.
B10	CIL V, 7430	Libarna (Italia IX)	scribae	C. Catus L. f. Maeg. Martialis	Ing.
B11	CIL V, 5924	Mediolanum (Italia XI)	scriba	?	?
B12	AE 1973, 198	Minturnae (Italia I)	scrib.	?	?
B13	CIL X, 1494	Neapolis (Italia I)	scriba	Cornelius	?
B14	CIL X, 1074c	Pompei (Italia I)	scriba	A. Clodius M. f. Pal.	Ing.
B15	CIL X, 1953	Puteoli (Italia I)	scribae; scriba	C. Iulius Socrates	?
B16	CIL X, 1955	Puteoli (Italia I)	scribae	Paccius Lucianus	?
B17	CIL X, 1956	Puteoli (Italia I)	scrib.	Saturius Gratus	?
B18	CIL X, 1957	Puteoli (Italia I)	scriba	[--]pius C. f. Cla[----]der	Ing.
B19	CIL X, 1958	Puteoli (Italia I)	scriba	L. Valerius Iulianus	?
B20	CIL X, 6326	Tarracina (Italia I)	scr.	Q. Durius Q. f. Pup.	Ing.
B21	CIL XIV, 3714	Tibur (Italia I)	scriba	A. Perperna Sp. f. Fronto	Ing.
B22	CIL XIII, 8323	Colonia Cl. Ara Agrippinensium (Germania inf.)	scriba	Dionysius Plestharchi f. Trallianus	Ing.
B23	AE 1985, 908	Caesarea (Mauretania Caesariensis)	scriba[e]	?	
B24	CIL III, 7975	Sarmizegetusa (Dacia)	scriba	Aurelius Cimio	
B25	CIL III, 2122	Salonae (Dalmatia)	scrib.	L. Fabius C. f. Clemens	Ing.
B26	AE 1964, 11	Municipium Iasorum (Pannonia)	scribae		

※複数の典拠がある史料でも碑文番号は一つに限定した。

※ A1~42 は名称から公的な書記であると判断される事例を、A43~51 は文脈から公的な書記であると判断される事例・集団的に書記が言及される事例を挙げた。

※「地位」の Ing. は出生自由人 (Ingenuus) であることを示す。ここでは父称 (C. f. など) だけを判断基準とし、そのような表記のない者は不明 (?) とした。